

後期高齢者医療制度

問合せ先 国保医療助成課医療助成グループ

お知らせ

国民健康保険

問合せ先 国保医療助成課国保グループ

保険料率が決まりました 保険料は、7月中旬に個別にお知らせします。

計算方法（年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算）

均等割 【1人当たり保険料】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額 64万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	---	---	---------------------------------------

均等割の軽減割合などが変わります

世帯の所得に応じて、均等割の軽減を行っています。次のとおり所得要件と軽減割合が変わります。

令和元年度		令和2年度	
対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	軽減割合	対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	軽減割合
33万円以下かつ被保険者全員の所得なし（年金収入の場合80万円以下）	8割	33万円以下かつ被保険者全員の所得なし（年金収入の場合80万円以下）	7割
33万円以下	8.5割	33万円以下	7.75割
33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下	5割	33万円 + (28万5千円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下	2割	33万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下	2割

保険証などが新しく

【有効期限】
令和3年7月31日

現在ご使用の保険証などの有効期限は、7月31日となり、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証などを送付しますので、8月以降はそちらをご使用ください。これまでの保険証などは、窓口にて返却いただくか、ご自身で処分してください。

●後期高齢者医療被保険者証【水色】

●限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）【黄色】

対象 次の区分に該当する方	
区分Ⅰ	世帯全員が市・道民税非課税で次のいずれかに該当する方 ●世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下） ●高齢福祉年金を受給している
区分Ⅱ	世帯全員が市・道民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

●限度額適用認定証（限度証）【黄色】

対象 次のうち、現役並みⅠまたはⅡに該当する方	
現役並みⅢ	市・道民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、市・道民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅠ	現役並みⅢとⅡに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者

【減額認定証・限度証の申請】

対象となる方は、初回のみ申請が必要となりますので、申請してください。

保険料率が決まりました

国民健康保険料率を北海道が示した標準保険料率を基に改定しました。

保険料は、7月中旬に送付する保険料納付通知書をご確認ください。

区分		令和元年度	令和2年度	差引
医療分 加入者の医療費に充てる分	所得割：%	8.46	8.53	0.07
	均等割：円	31,900	31,880	△20
	平等割：円	21,890	21,690	△200
	賦課限度額：円	610,000	630,000	20,000
支援金分 後期高齢者医療への支援分	所得割：%	2.44	2.49	0.05
	均等割：円	9,430	9,590	160
	平等割：円	6,470	6,520	50
	賦課限度額：円	190,000	190,000	0
介護分 (40～64歳の加入者が対象) 介護保険制度への負担分	所得割：%	1.84	1.76	△0.08
	均等割：円	9,580	9,260	△320
	平等割：円	4,940	4,670	△270
	賦課限度額：円	160,000	170,000	10,000
合計	所得割：%	12.74	12.78	0.04
	均等割：円	50,910	50,730	△180
	平等割：円	33,300	32,880	△420
	賦課限度額：円	960,000	990,000	30,000

保険証などが新しく

【有効期限】
令和3年7月31日

現在ご使用の保険証の有効期限は、7月31日となり、8月以降は使用できなくなります。

7月下旬に新しい保険証を送付しますので、8月以降はそちらをご使用ください。これまでの保険証などは、窓口にて返却いただくか、ご自身で処分してください。

●国民健康保険被保険者証【ピンク色】

【有効期限の注意事項】

更新日までに70歳または75歳に到達する方などは、有効期限が異なる場合があります。

●国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証【ピンク色】

(70歳から74歳の方)

納付に困ったら早めの相談を

保険料の納付は、国民健康保険を将来にわたり安定して運営するためにとっても重要です。保険料は、必ず納期限までに納付しましょう。もし納付に困ったら、早めに相談してください。滞納額が増えてしまうと、その後の納付がさらに難しくなってしまいます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合などの保険料の支払い猶予、減免についての相談も受け付けています。

平日の日中に納付の相談ができない方のために、夜間・休日相談窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。
夜間相談窓口 毎月最終木曜日 午後5時30分～8時
休日相談窓口 毎月最終日曜日 午前9時～正午
※日程は、折り込みのいきいきナビでご確認ください。



クレジットカードでも

自宅などで、インターネットから「ヤフー公金支払い」を利用し、クレジットカードで納付できます。

ただし、手数料が掛かり、領収書は発行されません。

詳しくは、「ヤフー公金支払い」のホームページでご確認ください。



滞納していると

- 医療費の支払いに対する「限度額適用認定証」や「保険証」が交付されず、有効期間が短い「短期被保険者証」や、一旦全額自己負担する「資格証明書」が交付されます
- 預貯金、生命保険などの財産や給与などが差し押さえの対象となります